解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

富山市新総曲輪一番七号

財団法人大谷生産工学研究所

代表清算人　寺林　敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

高知県高知市薊野北町一丁目二番一号

財団法人東秦泉寺保育園

代表清算人　立石　由香

解散公告（第三回）

当社は、平成十五年五月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

沖縄県沖縄市字与儀一〇〇〇番地

太田アート・マーブル株式会社

代表清算人　太田　範雄

解散公告（第三回）

当社は、平成十四年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

沖縄県沖縄市字与儀一〇〇〇番地

太田エンジン株式会社

代表清算人　太田　範雄

配当公告

愛知県江南市前野町西二六一番地

破産者　吉田造園土木株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十三年（フ）第四四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二五六、〇二八、七三九円

一、配当をすることのできる金額

金二四、二七五、二四二円

平成二十四年十一月十二日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番二〇号丸の内三幸ビル六階

破産管財人　田中　英生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市新宿新田三二七番地三〇〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　加藤　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

事務所埼玉県春日部市中央六丁目一番地一六KNビル西棟三階　竹川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹川　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県香美郡土佐山田町岩積三七九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　澤　誠眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

神奈川県相模原市中央区横山三丁目一七番二号

相続財産管理人　井口　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市山本五三二番地、最後の住所富山県高岡市京町八番一号川田方

被相続人　亡　山室　章一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

富山県高岡市広小路一番八号

相続財産管理人　木田　秀直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県珠洲市若山町出田三十一の部一五番地、最後の住所石川県金沢市米泉町二丁目三三番地一

被相続人　亡　細越　和彰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

事務所石川県金沢市御影町二番二号ＭＩビル二階さえき司法書士事務所

相続財産管理人　佐伯　知亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所岐阜県養老郡養老町高田二八二番地の二

被相続人　亡　全　奎範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

事務所岐阜県養老郡養老町高田四八二番地二

竹内司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　竹内　聰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区浜寺公園町二丁一二九番地、最後の住所大阪府堺市南区原山台五丁一番一二―三〇九号

被相続人　亡　石田　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

大阪府堺市堺区戎島町四丁四五番地一ポルタス・センタービル一二階堺みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　唐﨑　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市鳥居川町五九番地、最後の住所神戸市東灘区魚崎北町一丁目六番二〇―一〇二号

被相続人　亡　小泉　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル六階白川・本郷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　遠藤　創史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県南あわじ市八木徳野三五一番地、最後の住所兵庫県南あわじ市八木徳野三五一番地

被相続人　亡　筒井滿洲幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

兵庫県洲本市下加茂一丁目二番二六号

相続財産管理人　司法書士　森高　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡吉野町大字西谷七五六番地、最後の住所奈良県大和高田市礒野南町九番一八号

被相続人　亡　西林　俊宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

奈良県大和高田市高砂町二番一号サンライズビル三階

相続財産管理人　弁護士　奥田友里恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市北区西中山下六三番地、最後の住所岡山市北区中山下一丁目七番一六号

被相続人　亡　丹生　美鈴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月十二日

事務所岡山市北区富田町二丁目八番一二号

中村法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　有作